

大分県林地開発許可審査要領

令和 5年 7月11日 大分県告示第320号

第1 趣旨

この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づく開発行為の許可に関し、大分県林地開発許可制度実施規則（昭和50年大分県規則第25号。以下「規則」という。）に定める要件に係る審査基準その他審査について必要な事項を定めるものとする。

第2 開発規模の算定方法

- 一 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3に規定する規模の算定に当たっては、隣接し、又は近接する複数の開発予定区域について、その実施主体又は実施時期が異なる場合であっても、当該開発行為に関し事業の一体性が認められるときは、一の開発行為とみなすものとする。
- 二 一に規定する事業の一体性に係る判断については、次に掲げる区分に応じ、次に定める場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。
 - 1 実施主体の一体性 個々の開発行為の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本又は雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体又は施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から、同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合
 - 2 実施時期の一体性 時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の実施時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期又は送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合
 - 3 実施箇所の一体性 個々の開発行為で必要な工事用道路、排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）又は局所的な集水区域内で排水系統が同じ場合

第3 審査に当たっての留意事項等

- 一 法第10条の2第2項各号に規定する森林の機能を、同条第3項の規定に基づき判断する場合は、森林の持つ公益的機能が、森林資源の整備充実を通じて、より高度に発揮されることになることに留意するものとする。
- 二 開発行為の許可申請前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組が実施されていることとは、例えば、住民説明会においては、開発中及び開発後の事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、地域住民との十分な話し合いがなされて

いることをいう。

三 規則別表第1第8号に規定する「周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること」とは、例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないよう配置されていることをいう。

四 規則別表第1第9号に規定する「周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること」とは、例えば、開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者と関係市町村又は自治会、町内会等の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体との環境の保全に関する協定の締結等により地域住民との合意形成がなされていることをいう。

第4 手続き上の要件及び一般的事項

規則別表第1に掲げる手続き上の要件及び一般的事項に係る審査基準は、次のとおりとする。

- 1 規則別表第1第二号に規定する「相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する全ての者の3分の2以上の同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができることが明らかであることをいう。
- 2 規則別表第1第四号に規定する「申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること」とは、防災施設等の整備に必要な資金の手当てが可能であること及び事業体としての信用があることが明らかであることをいう。
- 3 規則別表第1第七号に規定する「原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することのほか、造林の実施等を含め従前の効用を回復することが明らかであることをいう。

第5 災害を発生させるおそれに関する事項

規則別表第2に掲げる災害を発生させるおそれに関する事項に係る審査基準は、次のとおりとする。

- 1 規則別表第2第一号に規定する「開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること」とは、次に掲げる事項によるものとする。

イ 開発行為の目的がスキー場の造成である場合は、次によるものであること。

- (1) スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に

及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下であること。

- (2) 滑走コースは、傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減するものであること。

ロ 開発行為の目的がゴルフ場の造成である場合は、ゴルフ場の造成に係る切土量及び盛土量は、それぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下であること。

2 規則別表第2第二号に適合するか否かの審査は、次に掲げる事項によるものとする。

イ 工法等は、次によるものであること。

- (1) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- (2) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。
- (3) 土石の落下による下方斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講じられていること。
- (4) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

ロ 切土は、次によるものであること。

- (1) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。
- (2) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じ排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。
- (3) 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤に滑りが生じないように杭打ちその他の措置が講じられていること。

ハ 盛土は、次によるものであること。

- (1) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。
- (2) 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。
- (3) 盛土高が5メートルを超える場合は、原則として5メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。

- (4) 盛土が滑り、緩み、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講じられていること。

ニ 捨土は、次によるものであること。

- (1) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
- (2) 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

3 規則別表第2第三号に規定する「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、開発区域が住宅又は公共施設に近接し、かつ、次のイ又はロに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算を行い、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、この限りでない。

イ 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 土質が次の表の土質の欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表の擁壁等を要しない勾配の上限の欄に掲げる角度以下のもの
- (2) 土質が次の表の土質の欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表の擁壁等を要しない勾配の上限の欄に掲げる角度を超え、同表の擁壁等を要する勾配の下限の欄に掲げる角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、(1)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(1)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

ロ 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合

- 4 規則別表第2第三号に規定する周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合に設置すべき擁壁の構造は、次によるものであること。
- イ 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。
 - ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合、安全率は1.5以上であること。
 - ハ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合、安全率は1.5以上であること。
 - ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
 - ホ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。
- 5 規則別表第2第四号に規定する法面保護の措置は、次によるものであること。
- イ 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等)を行い、工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。
 - ロ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられるものであること。この場合における擁壁の構造は4によるものであること。
- 6 規則別表第2第五号に規定するえん堤等の設置は次によるものであること。
- イ えん堤等の容量は、次の(1)及び(2)の規定により算定された開発区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。
 - (1) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。
 - (2) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、流出土砂量を別途積算するものであること。
 - ロ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
 - ハ えん堤等の構造は、治山技術基準(昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通知)によるものであること。
 - ニ 規則別表第2第五号に規定する「災害が発生するおそれがある区域」とは、次の表の区域の名称欄に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の(1)及び(2)の規定を目安に現地の荒廃状況に応じて整理するものであること。なお、同表の区域の名称欄に掲げる区域以外であっても、同様

のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

- (1) 山腹崩壊、急傾斜地の崩壊及び地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とするものであること。
- (2) 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とするものであること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法（明治３０年法律第２９号）
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
山腹崩壊危険地区 地すべり危険地区 崩壊土砂流出危険地区	山地災害危険地区調査要領（平成１８年７月３日付け１８林整治第５２０号林野庁長官通知）

7 規則別表第２第六号に規定する排水施設の能力は、次によるものであること。

イ 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕を持って定められていること。この場合、計画流量は、次の(1)及び(2)により、流量は原則として Manning 式により求められていること。

- (1) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量（m³/sec）

f：流出係数

r：設計雨量強度（mm/hour）

A：集水区域面積（ha）

(2) 前式の適用に当たっては、次の a から c までによることとする。

- a 流出係数は、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大とすること。

地表状態区分	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
林 地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草 地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕 地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸 地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

- b 設計雨量強度は、c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ）に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼす事が見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号ロ又は土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号に規定する要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30 年確率で想定される雨量強度を用いること。

- c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた次の表を参考として用いられていること。

流 域 面 積	単 位 時 間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

- ロ 雨水のほか土砂の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響が大きい場合にあつては、排水施設の断面は必要に応じてイに定めるものより一定程度大きく定められていること。

- ハ 洪水調整池の下流に位置する排水施設については、洪水調整池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

- 8 規則別表第2第六号に規定する排水施設の構造は、次によるものであること。
- イ 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久性を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- ロ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。
- ハ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水たたきの設置その他の措置が適切に講じられていること。
- ニ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。この場合、当該河川等又は当該施設の管理者の同意を得ているものであること。特に、他の排水施設等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。
- 9 規則別表第2第七号に規定する洪水調整池等を設置する場合は、河川等の管理者と協議し、その指示に従うこと。なお、特に指示がない場合は、次によるものであること。
- イ 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものとすることができる。
- ロ 開発行為の施行期間中における洪水調整池の堆砂量を見込む場合は、開発区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外のときには400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。
- ハ イに規定する「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とすることをいう。
- ニ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であると認められる場合には、当分の

間、100年確率で想定される雨量強度の1.2倍を用いることができる。

ホ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部及び現地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所並びに盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

ヘ 他の排水施設等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調整池を設置するよりも他の排水施設等の断面を拡大することが効率的なときには、当該排水施設等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で当該排水施設等の断面を大きくすることをもって洪水調整池の設置に代えることができる。

ト 第6の規定に基づく洪水調整池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に9及び第6のそれぞれの基準を満たすよう設置すること。

チ 排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、7及び9のイからニまでの規定によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって、気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

第6 水害を発生させるおそれに関する事項

規則別表第3第一号に規定する洪水調整池等を設置する場合は、次によるものとする。

- 1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、開発行為の施行期間中における洪水調整池の堆砂量を見込む場合にあっては、第5の9のロによるものであること。なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第5の9のイからハまでの規定によるものであること。
- 2 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1パーセント以上の範囲内とし、1に規定する「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率）で想定される雨量強度における

ピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として、当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

- 3 余水吐の能力は、第5の9のニによるものであること。
- 4 洪水調節の方式は、第5の9のホによるものであること。
- 5 他の排水施設等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調整池を設置するよりも当該排水施設等の断面を拡大することが効率的なときには、当該排水施設等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で当該排水施設等の断面を大きくすることをもって洪水調整池の設置に代えることができる。
- 6 第5の9の規定に基づく洪水調整池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に第5の9及び第6のそれぞれの基準を満たすよう設置すること。
- 7 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、1及び2の規定によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

第7 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項

規則別表第4第一号に規定する「貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること」とは、水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであることをいう。

第8 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項

規則別表第5第一号に規定する「残置森林等の配置が適切に行われることが明らかであること」とは、次に掲げるものであることをいう。

- 1 森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。
- 2 森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って行うものとする。
- 3 1及び2に規定する場合において、残置し、又は造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の面積の事業区域内の森林面積に対する割合等は、次の表によるものとする。また、残置森林等は、同表の森林の配置等の欄の規定により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。なお、同表の開発行為の目的の欄に掲げる以外の開発行為の目的については、

その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、同表に準じて適切に措置されていること。

開発行為 の目的	事業区域内における 残置森林等の割合	森林の配置等
別荘地の造成	森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 - 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は、1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には、幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上)を配置する。 - ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は、原則としておおむね 20 メートル以上)を配置する。
宿泊施設・レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。

		3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場・事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上とする(緑地を含む。)	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い、植栽する。
太陽光発電設備の設置	1 事業区域内の開発行為に係る森林の	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部

	面積が40ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、4のとおり全て残置森林）を配置する。 この場合における「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。
--	---	---

注1 森林率とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして、林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

2 「残置森林等の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第10条の2第2項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即し

て判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては20パーセントを下回らないものでなければならないものとする。

3 「開発行為の目的」について

イ 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとする土地を指すものとする。

ロ 「ゴルフ場」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

ハ 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその附帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニウム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

ニ 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

ホ 「工場・事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

ヘ 表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

ト 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね30メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

チ レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

リ 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当

該施設又はその集団を設置するための開発区域の面積を指すものとする。

- 4 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとする。

イ 公園・緑地・広場

ロ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン

ハ 緑地帯、緑道

ニ 法面緑地

ホ その他イからニまでに類するもの

- 5 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

- 6 太陽光発電施設の設置の場合においては、開発行為の許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルを配置するものとする。

- 4 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、次の表に定める樹高ごとの植栽本数を標準として均等に分布するよう植栽するものとする。なお、修景効果を併せて期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

樹高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

- 5 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林を残置又は造成を行わないものとすることができる。

- 6 規則別表第5第二号に規定する「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

- 7 規則別表第5第四号に規定する「善良に維持管理されることが明らかなこと」とは、残置森林等について申請者が権原を有していることを原則とし、許可権者との間で残置森林等の維持管理につき協定を締結する等将来にわたり保全されることが明

らかであることをいう。なお、残置森林等については、森林の公益的機能の発揮のために確保されるべきものであることから、当該森林における開発行為は原則許可しないこととする。事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が下回らないと認められるものに限って許可を行うものとする。

第9 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為

規則別表第6の別に定める基準は、次によるものとする。

1 災害を発生させるおそれに関する事項に係る別に定める基準は、次のとおりとする。

イ 規則別表第2第一号に規定する「開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること」とは、太陽光発電施設の設置にあつては、次に掲げる事項によるものとする。

(1) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合は、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。

(2) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度未満である場合においても、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。

ロ 排水施設の計算に用いる流出係数は、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、第5の7イ(2)aの表によらず、流出係数を原則1.0とする。ただし、当該箇所の割合が小さい場合には、その割合に応じて0.9～1.0の範囲内で定めるものとする。

ハ 排水施設の構造については、第5の8に規定するもののほか、次によるものであること。

(1) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講じられていること。

(2) 表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講じられていること。

2 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項に係る別に定める基準は、規則別表第5第三号に規定する措置を講じた上で更に景観の維持のため十分な配慮が求められるときは、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するものとする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 大分県林地開発許可審査要領（平成２７年大分県告示第６９６号）は廃止する。
- 3 この告示の施行の日前にされた開発行為の許可申請に係る審査について必要な事項は、
なお従前の例による。
- 4 この要領は、令和８年９月１日から施行する。